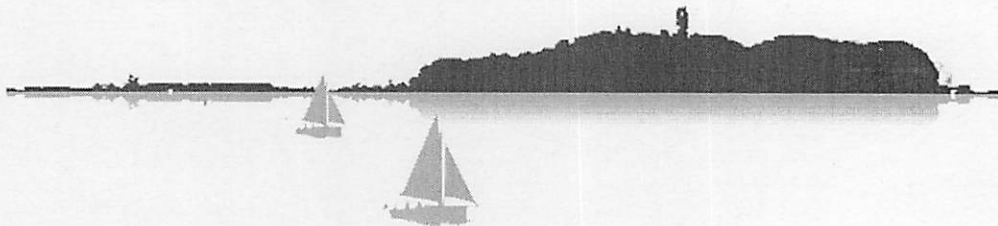


平成28年度

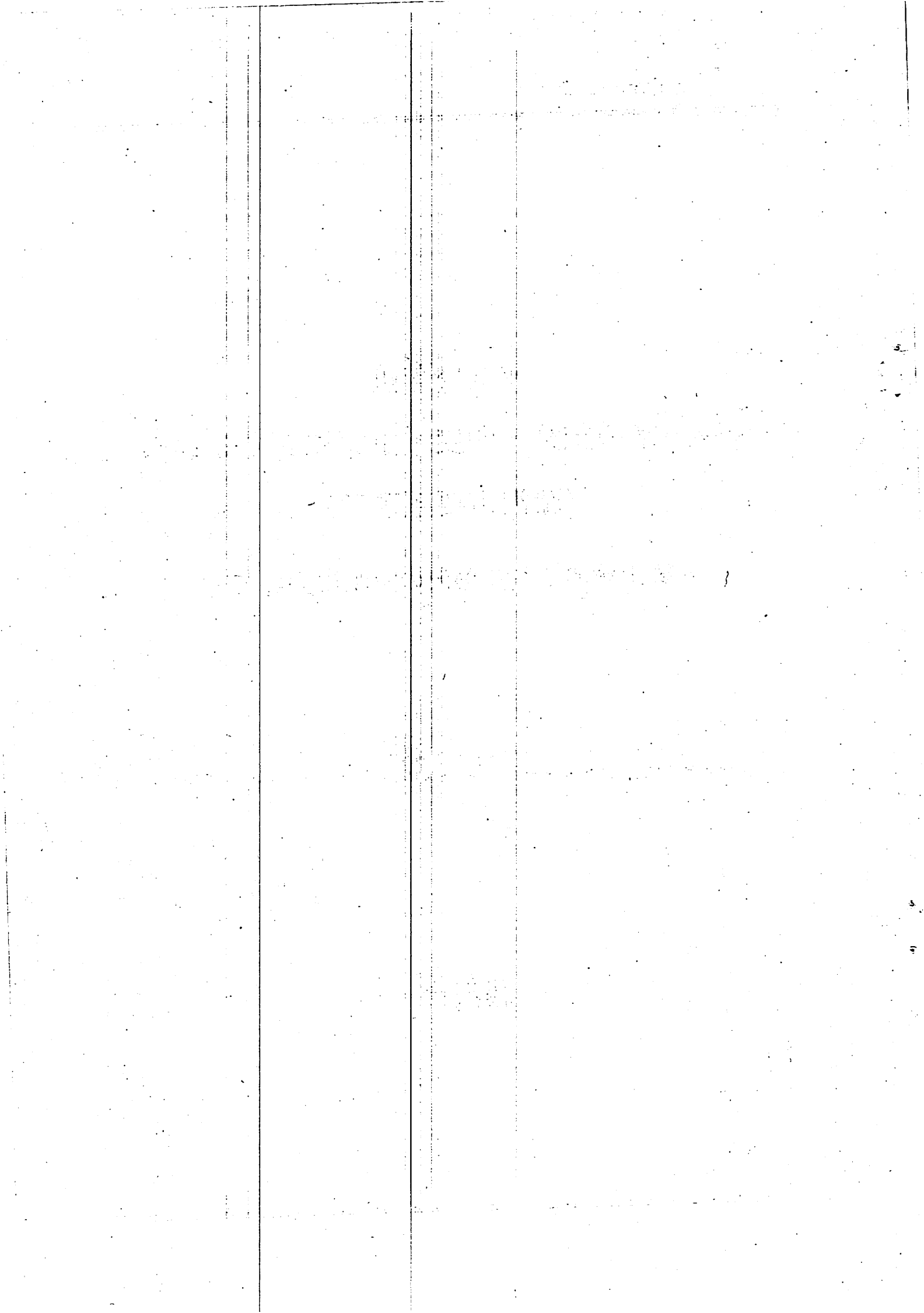
神奈川県の施策・制度・予算に関する要望

(藤沢市要望事項)

～郷土愛あふれる藤沢の実現に向けて～



藤沢市



要望にあたって

藤沢市の行政運営につきましては、日頃から格別なるご尽力、ご協力を賜りますとともに、例年、当市要望事項につきましては、一方ならぬご配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

当市では、総合計画に替わる市政運営の総合指針2016において、目指す都市像として「郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～」を掲げ、長期的な視点を踏まえた喫緊の課題に対し、重点的に施策、事業を推進しております。

また、湘南広域都市行政協議会による広域行政課題に応じた事業の連絡調整を図り、共同処理による事業の具現化を進めるとともに、効率性の向上等につながる広域連携施策について、県総合計画等を踏まえながら、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現にも寄与するよう積極的に取り組んでまいります。

これらの取組に効率的かつ効果的に対応するためには、広域性による効率性と相乗効果の向上の視点からも、神奈川県における技術的財政的なご協力、ご支援が不可欠なものとなります。

ついては、当市が平成28年度の施策を展開する上での行財政運営における重要かつ緊急性の高い課題に対する要望について取りまとめましたので、ご高覧の上、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、東京オリンピック・パラリンピックに向けた環境整備に係る特別要望については、別冊の特別要望書に取りまとめておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

2015年(平成27年)7月

藤沢市長

鈴木恒夫

目 次

個別重点課題	1
1 耐震診断義務化対象道路の指定について	2
2 津波避難施設の整備及び GPS 波浪計の整備について	4
3 全国健康福祉祭(ねんりんピック)について	6
4 不法投棄の防止について	8
5 落書き防止に関する県条例制定について	10
6 相鉄いずみ野線の延伸について	12
7 河川の整備促進について	14
8 クロピラリドを含む粗飼料の輸入について	16
9 ロボット産業の振興に対する支援の充実について	18
広域的重点課題	21
1 地震防災対策の支援体制の拡充について(耐震化事業への支援)	22
2 津波対策の強化について(津波避難施設の整備)	24
3 高齢者施設の整備に対する支援等について	26
4 障がい者福祉の充実について(入所施設の整備)	28
5 障がい者福祉の充実について(重度障害者医療費助成制度の充実)	30
6 小児医療費助成制度について	32
7 地域自殺対策強化交付金事業費補助金について	34
8 放課後児童健全育成事業について	36
9 学校教育の充実強化について	38
10 特別支援教育の充実強化について(教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置)	40
11 特別支援教育の充実強化について(教員の複数配置)	42
12 幼稚園就園奨励費補助制度における財源措置について	44
13 再生可能エネルギーの普及制度の充実について	47
14 村岡・深沢地区全体整備構想(案)の実現に向けた支援について	49
15 農地の相続税納税猶予制度の拡大について	51
県所管別要望一覧	53

個別重点課題

- 1 耐震診断義務化対象道路の指定について
- 2 津波避難施設の整備及びGPS波浪計の整備について
- 3 全国健康福祉祭（ねんりんピック）について
- 4 不法投棄の防止について
- 5 落書き防止に関する県条例制定について
- 6 相鉄いずみ野線の延伸について
- 7 河川の整備促進について
- 8 クロピラリドを含む粗飼料の輸入について
- 9 ロボット産業の振興に対する支援の充実について

（要望項目の順序は、優先度ではなく、市長会要望の分類順としております。）

新規要望

1 耐震診断義務化対象道路の指定について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

市町村の区域を越える多数の被災者の円滑な避難を図るため、国道1号以外の国県道等も「通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路」として位置づけること。

要望内容

<現状>

建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)が2013年(平成25年)5月に改正され、同年11月25日に施行されました。従来の耐震改修促進法においては、耐震不明建築物の耐震診断、耐震改修ともに所有者の努力義務にとどまるため、耐震化が進まない状況にあり、国は現状を打開するため従来よりも踏み込んだ規制誘導策が必要であると判断し、不特定多数の者が利用する大規模建築物等(「要緊急安全確認大規模建築物」)や、県や市が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物及び震災時の利用を確保することが公益上必要な建築物(「要安全確認計画記載建築物」)の耐震診断義務化等を盛り込んだ法改正を行いました。

この法改正により、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物については、建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断を義務づけることができる旨の規定が新たに定められました。対象となる道路については、耐震改修促進法第5条第3項第2号により「市町村の区域を越える相当多数の者」が対象となるものは都道府県が、同法第6条第3項第1号により「市町村の区域における多数の者」が対象となるものは市町村が、それぞれの耐震改修促進計画に、道路及び診断結果の報告期限を記載することにより、この規定が適用されます。神奈川県耐震改修促進計画の改定に当たっては、法の趣旨に鑑み、災害時の円滑な避難が有効に図られるよう、市町村との十分な協議の上、県域を越え

た広域ネットワークを形成する路線(国道1号など)以外の重要な緊急輸送道路についても対象となる道路として拡大指定していただく必要があると考えます。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 市町村の区域を越える多数の被災者の円滑な避難を図るため、国道1号以外の国県道等も「通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路」として位置づけること。

<効果>

国道1号以外の国県道が拡大指定されることによって、沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震改修が促進され、市町村の区域を越える緊急輸送道路が確保されるため、災害時における多数の被災者の円滑な避難等に寄与します。

(市担当課 計画建築部 建築指導課)

継続要望

2 津波避難施設の整備及びGPS波浪計の整備について

(要望先 安全防災局, 県土整備局)

重点要望項目

県立湘南海岸公園の区域内における築山, 既存建築物の屋上活用, 駐車場立体化や, 県立辻堂海浜公園の駐車場立体化等による津波避難機能の拡充を検討すること。

また, 相模湾沖のGPS 波浪計設置について, 国へ要望すること。

要望内容

<現状>

国の新たな知見に基づく, 五つの新たな地震による「津波浸水予測図」が本年2月27日に公表され, この予測図を基に作成された「津波浸水想定」が3月31日に公表されました。その結果, 当市においては, 最大津波高は11.5m, 最大波の到達時間は12分, 浸水面積は4.7km²となり, これは慶長型地震の想定を上回るもので, 津波避難対策を強化する必要性はますます高まっています。相模湾に約7kmの海岸保全区域を有する当市では, 津波避難対策として津波避難ビルの拡充等に努めてきましたが, これらは, 地域住民の津波からの避難に主眼を置いており, ピーク時に1日当たり10万人を超える海水浴客を考慮すると, 海岸に近接した津波避難施設が不足している状況にあります。海岸利用者等の津波避難場所については, 新たに新江ノ島水族館が対象となり拡充されましたが, まだ不十分であり, 海岸に近接した津波避難施設の確保が急務となっています。

また, 津波避難においては, 正確な情報収集と迅速な情報発信が初期行動に係る重要な情報として求められています。

これまで国土交通省では, 国内18箇所の沖合にGPS波浪計を設置し, そのデータを気象庁が活用し, 沿岸部で推計される津波高, 到着時刻の公表をしています。しかしながら, 相模湾沖では, GPS波浪計の設置に至っていません。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 県立湘南海岸公園の区域内における築山，既存建築物の屋上活用，駐車場立体化や，県立辻堂海浜公園の駐車場立体化等による津波避難機能の拡充を検討すること。
- 相模湾沖のGPS波浪計設置について，国へ要望すること。

<効果>

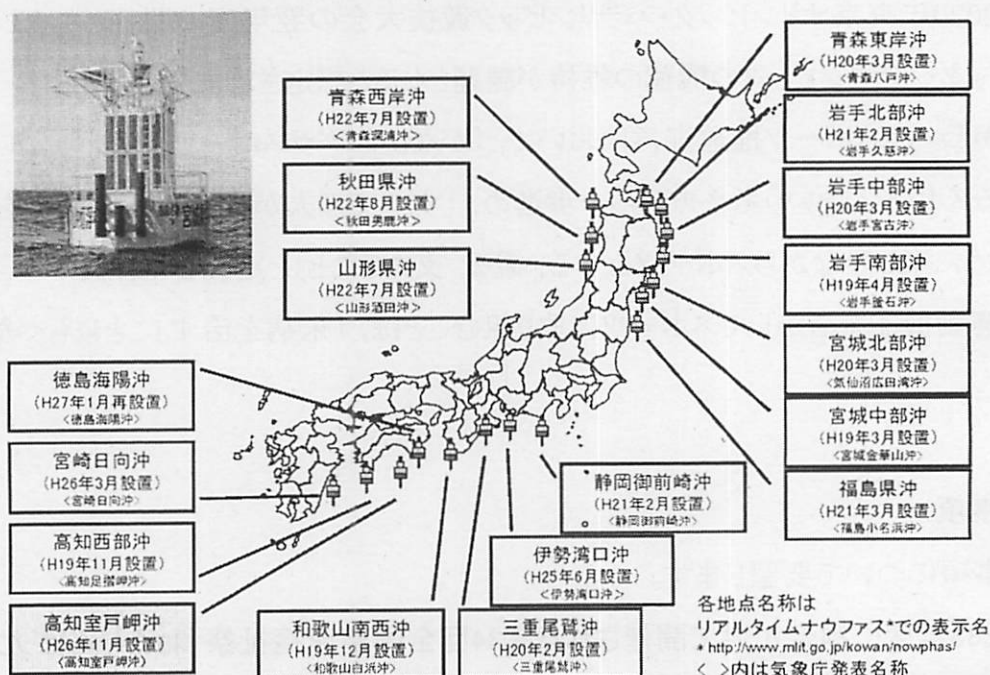
津波一時避難場所が充実し，住民だけでなく海水浴客をはじめとする観光客の生命の安全が確保されることにより，一層安心して暮らせる都市の構築が期待されます。

また，地域住民や海水浴，マリレジャーなどの観光客に対し，初期行動を迅速かつ適切に行うための正確な情報を入手することで，様々な緊急対策が可能となり，より多くの生命と財産を守ることが可能となります。

参考資料

GPS波浪計設置状況(平成27年3月現在)

国土交通省
別紙



(出展:国土交通省Webサイト)

(市担当課 総務部 防災危機管理室)

新規要望

3 全国健康福祉祭(ねんりんピック)について

(要望先 保健福祉局)

重点要望項目

平成33年度に神奈川県で開催される第34回全国健康福祉祭(ねんりんピック)において、かながわパラスポーツと協調しながらソフトバレーボール大会や、最新の福祉機器を活用したイベントを藤沢市内で開催すること。

要望内容

<現状>

全国健康福祉祭(愛称:ねんりんピック)は、スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、厚生省創立50周年に当たる1988年(昭和63年)から毎年開催しているものです。平成33年度に神奈川県で開催される予定となっている第34回全国健康福祉祭(ねんりんピック)は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の翌年度の開催となることから、オリンピック・パラリンピックの機運の維持が課題となると想定されます。

かながわパラスポーツ推進宣言において、「かながわパラスポーツ」とは「障がいのある人がするスポーツ」という考え方から一歩進め、「すべての人が自分の運動機能を活かして同じように楽しみながらスポーツをする、観る、支えること」と定義しており、一人一人が自分の運動機能を活かしてスポーツに取り組むことは、「未病を治す」ことにもつながります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

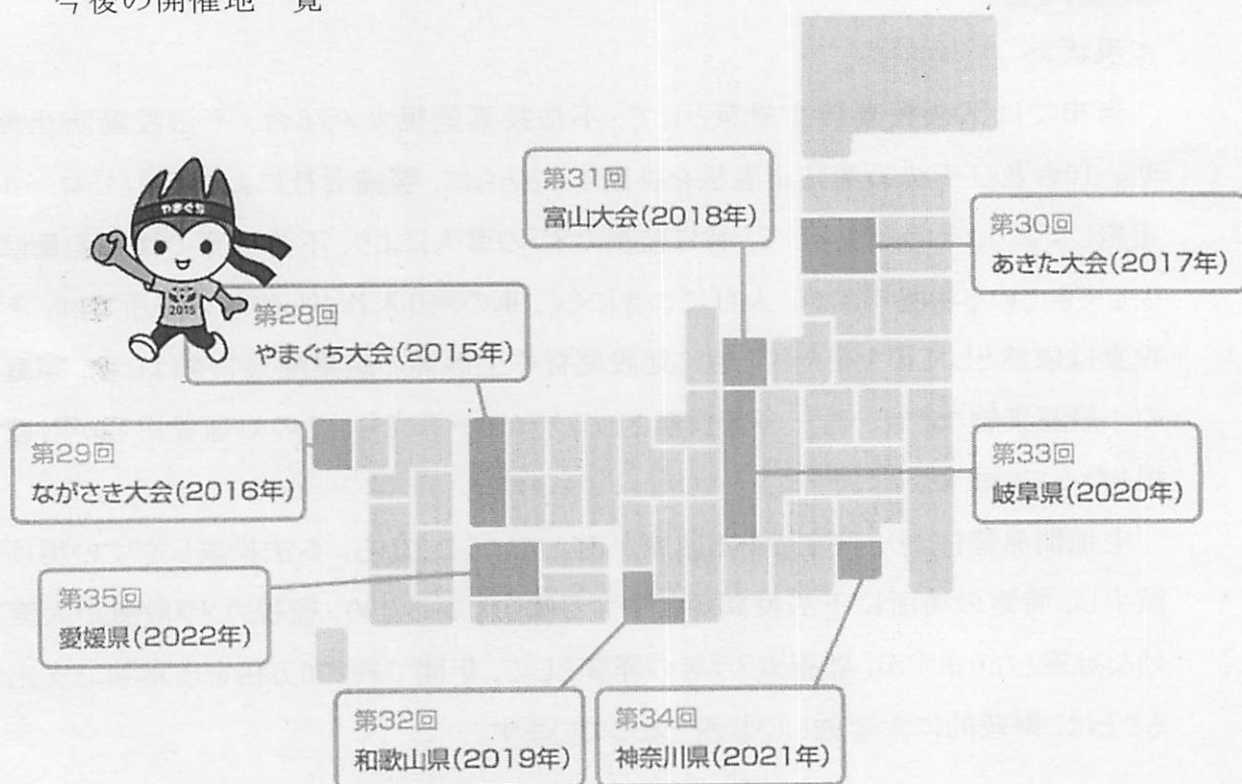
- 平成33年度に神奈川県で開催される第34回全国健康福祉祭(ねんりんピック)において、ソフトバレーボール大会や、最新の福祉機器を活用したイベントを藤沢市内で開催すること。

<効果>

かながわパラスポーツと協調しながらソフトバレーボール大会や、最新の福祉機器を活用したイベントを藤沢市で開催することにより、オリンピック・パラリンピックの機運の維持、世代間交流の促進、最新の福祉機器の紹介など、幅広い効果が見込まれます。

参考資料

今後の開催地一覧



(出典：長寿社会開発センターWebサイト)

(市担当課 福祉部 高齢者支援課)

継続要望

4 不法投棄の防止について

(要望先 環境農政局, 県警本部)

重点要望項目

不法投棄を防止し、良好な生活環境を確保するため、不法投棄監視カメラ及び不法投棄防止センサーの増設に対する支援を行うとともに、神奈川県警による夜間パトロールを強化すること。

要望内容

<現状>

当市では不法投棄防止対策として、不法投棄監視カメラ6台、不法投棄防止センサー10台及び不法投棄防止看板を設置するとともに、警備会社による夜間パトロールを実施しており、その効果として、特に監視カメラの導入により、不法投棄の件数や量は減少してきている状況ですが、人目につきにくく、車の乗り入れがしやすい場所では、不法投棄は依然として後を絶たず、特に建設廃材や土砂等の産業廃棄物をはじめ、家庭系の一般廃棄物なども一度に多量投棄されるケースが目立ち、その処理費用等が財政負担となっています。

宅地開発等により、住宅のある区域が増えていることから、不法投棄しやすい場所が減少し、特定の場所に不法投棄が集中する傾向にあるため、監視カメラ設置が大変有効な対策となりますが、監視カメラ等の経費として、年間で約200万円を市単独で支出することは、財政的に大変厳しい状況となっています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 不法投棄監視カメラや不法投棄防止センサーの増設支援を行うこと。
- 県市の合同パトロールを強化すること。
- 抑止力がある神奈川県警による夜間パトロールを実施すること。
- 不法投棄撤去事業を拡大すること。

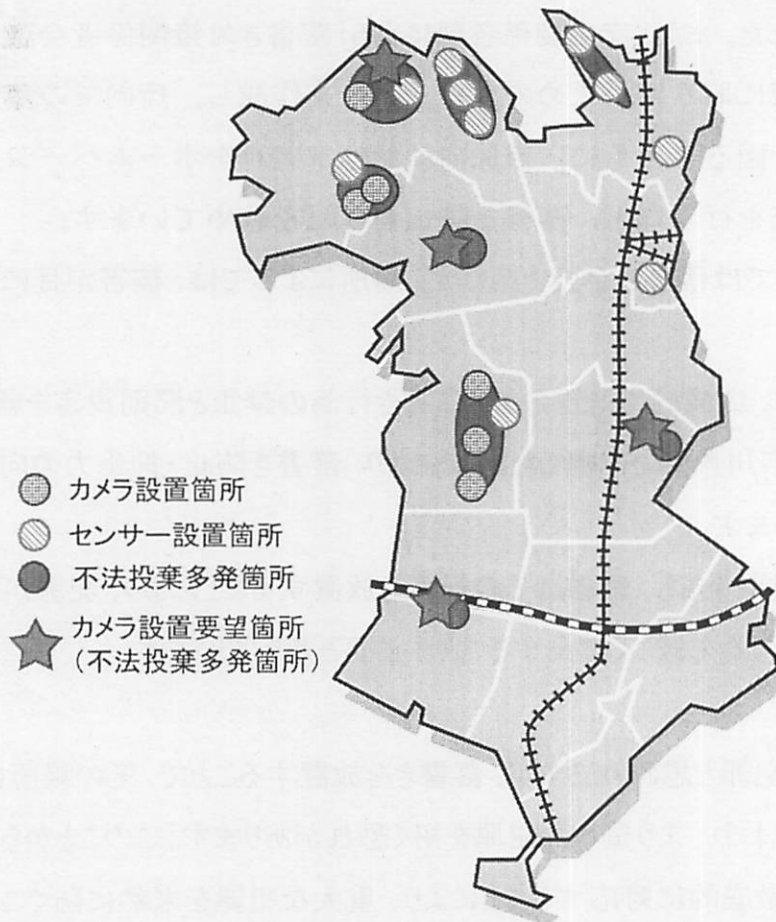
<効果>

不法投棄を抑止し生活環境の向上や不法投棄に係る犯罪の抑制に寄与につながる
とともに、「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」及び「藤沢市廃棄物
の減量化及び適正処理等に関する条例」の目的にもかなうものと考えます。また、犯罪
機会論の観点からも、良好な生活環境を維持することは有効な対策であり、副次的に犯
罪全体の抑止につながることを期待されます。

参考資料

不法投棄に関する処理等状況と位置図

年度	出動回数	収集量(単位:kg)				1回平均	看板設置 本数
		可燃	不燃	計			
20	1,588	400	55,190	55,590	35	248	
21	1,522	0	70,890	70,890	47	241	
22	1,349	1,070	68,060	69,130	51	217	
23	1,169	0	52,210	52,210	45	152	
24	789	910	43,059	43,969	56	376	
25	675	1,485	34,380	35,865	53	226	
26	403	0	14,584	14,584	36	253	



(市担当課 環境部 環境事業センター)

継続要望

5 落書き防止に関する県条例制定について

(要望先 安全防災局, 県警本部)

重点要望項目

環境美化の推進による生活環境の向上と環境犯罪学における「割れ窓理論」に基づく犯罪抑止の観点から落書き防止を推進するため、落書き防止に関する県条例を制定すること。

要望内容

<現状>

2007年(平成19年)6月29日に「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」を制定し、落書きの禁止を規定し、学校、地域との協働による落書きの除去と壁画、ウォールアート設置等を行ってきました。また、庁内関係各課による「落書き対策関係者会議」を設置し、全庁的に落書き対策に取り組むためのマニュアルを作成し、庁内での落書きに関する情報の共有化を図るとともに、市民向けマニュアルをホームページ上に公開し、市民の意識啓発を行うなど、落書き防止の取組を進めています。

しかしながら、市内では落書きが後を絶たず、場所によっては、被害が目にも余る状況となっています。

このような状況の中、広域的で効果のある落書き行為の禁止と罰則規定を盛り込んだ県条例を制定し、神奈川県警と連携した活動により、落書き防止・抑止力の向上を図る必要があると考えています。

「割れ窓理論」の観点からも、落書はその行為を放置することにより、犯罪が誘発される恐れがあり、落書き行為を厳しく禁止することが必要と考えています。

〔割れ窓理論〕

落書きは軽微な犯罪と思われませんが、落書きを放置することで、その場所に目が行き届いていないと思われ、より重大な犯罪を招く恐れがあります。このことから、軽微な犯罪(落書き)でも徹底的に対応することにより、重大な犯罪を未然に防ぐことに繋がるとい理論です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 環境美化の推進による生活環境の向上と環境犯罪学における「割れ窓理論」に基づく犯罪抑止の観点から、広域的で効果の高い落書き防止を推進するため、落書き防止に関する県条例を制定すること。

<効果>

落書き防止対策の実効性が高まり、抑止力が高まることにより、落書き行為が減少し、環境美化の推進が図られるとともに、犯罪発生への抑制に寄与することが期待されます。

参考資料

第1回藤沢市の落書き消し隊！決起集会～400万人へのおもてなし2015～

- ・実施日 2015年(平成27年)6月28日(日)
- ・参加者 29団体, 202名



(市担当課 環境部 環境総務課)

継続要望

6 相鉄いずみ野線の延伸について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

「かながわ交通計画」において横浜県央軸を構成している相鉄いずみ野線の延伸について、早期の事業化に向け、平成24年10月に本市とともに、県、寒川町、慶応義塾大学、相模鉄道で設置した「いずみ野線延伸連絡協議会」等の活用や、新たな検討・推進体制の構築も見据えたなかで、鉄道延伸、まちづくりの課題に主体的に取り組むこと。特に、鉄道の線形、駅の位置、事業スキームの検討については、まちづくりのスケジュールと整合が図られるよう、より積極的に取り組むこと。

要望内容

<現状>

相鉄いずみ野線の延伸は、「かながわ交通計画(平成19年10月改定)」において、「南のゲート(ツインシティ)」による全国との交流・連携を県土東西方向へと拡大する横浜県央軸を構成する路線として位置づけられています。この延伸の実現に向けては、2010年(平成22年)6月に神奈川県、藤沢市、慶応義塾大学、相模鉄道(株)の4者で「いずみ野線延伸の実現に向けた検討会」を設置し、平成23年度末に、単線鉄道で慶応義塾大学湘南藤沢キャンパスまでの間に新たに2駅を想定することなどの検討成果を取りまとめました。2012年(平成24年)10月には、いずみ野線の湘南台駅以西への延伸の実現と延伸地域の特性を活かした新たなまちづくりを進めることを目的として、「いずみ野線延伸連絡協議会」を設置し、検討、協議が進められているところです。また、延伸地域のまちづくりに向け、当市では新たに想定した2駅それぞれの駅周辺のまちづくり検討組織を立ち上げ、検討を進めています。

そうした中で、鉄道延伸計画の検討、事業スキームに係る関係者間の調整や合意形成、運行計画・建設費・運行経費に関する具体的な検討、事業採算性の検討の深度化、沿線の交通事業者等との協議や調整、また沿線地域における市街化区域への編入等を見据えた新たなまちづくり等が課題となっています。

<要望事項>

事業の早期実現及び地域の実情に合わせた沿線地域のまちづくりを進めるため、次の事項を要望します。

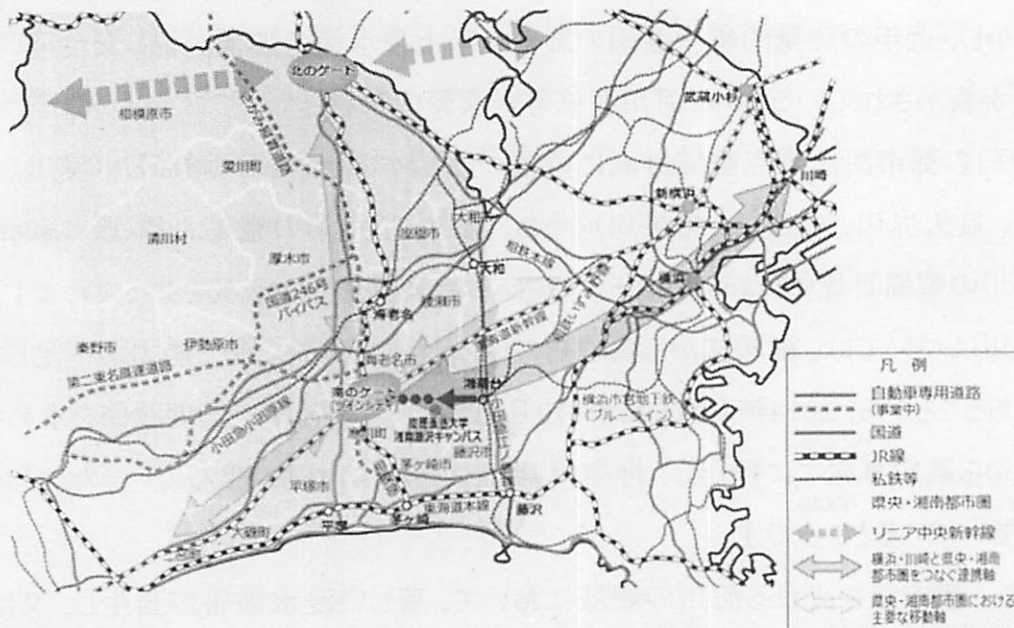
- 相鉄いずみ野線の延伸について、早期の事業化に向け、「いずみ野線延伸連絡協議会」等も活用しながら、鉄道延伸、まちづくりの課題に主体的に取り組むこと。特に、鉄道の線形や駅の位置あるいは事業スキームの検討については、積極的に取り組むこと。
- 鉄道の延伸に必須となる沿線地域のまちづくりを進めるために、市街化調整区域から市街化区域への編入手続きに対する支援を行うこと。

<効果>

相鉄いずみ野線の延伸は、県央湘南地区における交通ネットワークの形成に寄与します。また、公共交通の利便性向上はもとより、地域の連携が強化され、さらに、自動車交通から徒歩、自転車、公共交通への利用転換も促進されることで、環境負荷の軽減等への寄与が見込まれます。

参考資料

相鉄いずみ野線と県内交通軸



(出典:いずみ野線延伸の実現に向けた検討会資料)

(市担当課 計画建築部 都市計画課)

継続要望

7 河川の整備促進について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

近年頻発している突発的集中豪雨の対策をとして、特定都市河川(境川・引地川)及び「かながわの川づくり計画」対象河川(境川・引地川・小出川)の河川改修事業を実施し、整備目標を早期に達成すること。

要望内容

<現状>

雨水排除は、放流先河川の流下能力の影響を強く受け、近年の突発的集中豪雨では河川の水位が急激に上昇することに伴い、雨水管渠による内水の排除が滞り、現状においても床上浸水等の被害が生じています。

当市では、引地川、境川流域において貯留管と雨水幹線管渠の下水道整備を進めているほか、準用河川(滝川、滝川分水路、白旗川、不動川、打戻川、一色川)の整備やハザードマップの市民配付などハード・ソフト両面から積極的な対策を推進しています。

しかし、近年の突発的集中豪雨の影響で床上浸水等の被害が生じ安全・安心な市民生活が脅かされているため、河川改修等が喫緊の課題となっており、「かながわの川づくり計画」の都市河川重点整備計画に位置づけられている当市対象河川(境川、引地川、蓼川、目久尻川、小出川、柏尾川)のうち、境川、引地川の整備目標(概ね60mm/hr)、小出川の整備目標(概ね50mm/hr)に対応した早期整備が必要となっています。

境川については、御殿橋から堰跡橋の区間は河幅が狭く流下能力が不足している現状があることから、2014年(平成26年)10月31日に、この区間の早期改修を求める要望を市長から県知事宛てに提出し、神奈川県としてもしっかりと取り組んでいきたいとの回答をいただいているところです。

また、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)の規定により、

二級河川境川及び引地川が特定都市河川に、またその流域が特定都市河川流域に指定(平成26年2月14日神奈川県告示第75号)され、2014年(平成26年)6月1日に施行されました。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 特定都市河川(境川・引地川)及び「かながわの川づくり計画」における対象河川(境川, 引地川, 小出川)の河川改修事業を早期に実施し、整備目標を達成すること。

<効果>

突発的集中豪雨等の影響による床上浸水等の被害を抑制し、安全・安心な市民生活と災害に強いまちづくりに寄与します。

相鉄いずみ野線の延伸は、県央湘南地区における交通ネットワークの形成に寄与します。また、公共交通の利便性向上はもとより、地域の連携が強化され、さらに、自動車交通から徒歩、自転車、公共交通への利用転換も促進されることで、環境負荷の軽減等への寄与が見込まれます。



(出典:神奈川県Webサイト)

(市担当課 土木部 土木計画課 下水道整備課, 計画建築部 都市計画課)

新規要望

8 クロピラリドを含む粗飼料の輸入について

(要望先 環境農政局)

重点要望項目

日本では許可されていない除草剤であるクロピラリドを使用して生産された粗飼料が輸入されないよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

神奈川のような都市農業において酪農、肉牛農家が使用する粗飼料については、自給生産が厳しい中で輸入飼料に頼らざるを得ない状況にあります。

このような中、平成25年夏に藤沢市内において、市内酪農家が生産した堆肥を使った耕種農家の農作物に生育障害が発生し、県が生物検定を行った結果、クロピラリドによる生育障害の特徴が見られたため、県は、酪農家が牛に給餌する輸入粗飼料に含まれるクロピラリドが堆肥に残留していることが原因であるとの見解を示しました。

一度、生育障害が発生した原因が堆肥とされた畜産農家は畜ふんを適切に処理し堆肥化しても、耕種農家の風評により、堆肥の利用先がなくなってしまう、余剰堆肥によって畜産経営が圧迫される事態に陥っています。

平成26年2月に開催した藤沢市畜産振興審議会において、委員から上記の生育障害発生事例についての意見として、市から国、県に対して、クロピラリドを使用した粗飼料の輸入をしないように働きかけてもらいたい旨の発言がありました。

輸入飼料を生産する国々で、クロピラリドの使用が禁止されていない現在では、そういった粗飼料が輸入され牛に給餌され続けることとなり、ひいては耕種農家の農作物に影響を及ぼす恐れのある堆肥を生産し続けてしまいます。

平成25年夏に発生した、牛ふん堆肥を起因とする農作物の生育障害については、県ホームページ(2013年11月畜産技術センター技術情報に掲載)において、堆肥を生産供給する畜産農家及び堆肥を使用する耕種農家への注意喚起がなされていますが、根本となる「クロピラリドを使用した粗飼料」の輸入に対しては現在規制等がないため、国への働きかけが必要です。

< 要望事項 >

次の事項について要望します。

- 日本では許可されていない除草剤であるクロピラリドを使用して生産された粗飼料が輸入されないよう国に働きかけること。

< 効果 >

全国の畜産農家及び耕種農家の健全な経営に寄与します。

参考資料

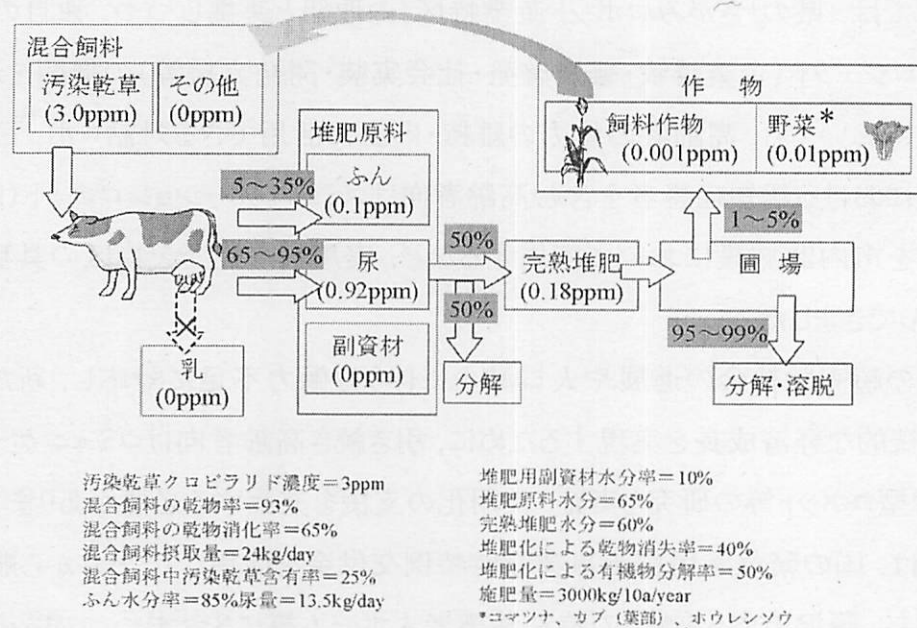


図1 クロピラリドの流れ

(クロピラリド汚染乾草を乳牛用飼料として用いた場合の農業生産系内におけるクロピラリド動態、カッコ内数値は図中に示した条件下での予想濃度(ppm=mg/kg))

(出典:飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル(独)農業・食品産業技術研究機構)

(市担当課 経済部 農業水産課)

一部新規要望

9 ロボット産業の振興に対する支援の充実について

(要望先 ヘルスケア・ニューフロンティア推進局, 産業労働局)

重点要望項目

生活支援ロボットの実用化の促進と地域経済の活性化を図るため、コミュニケーションロボット、ロボットスーツ等の導入や実証実験等に対する支援を充実すること。

要望内容

<現状>

当市では、県の「さがみロボット産業特区」の取組と連携しつつ、独自のロボット産業推進プロジェクト(企業誘致・普及啓発・社会実装・開発支援等)の展開を進めています。

当市においても、高齢者の体力の維持・向上に活用できる対話ロボットについて、介護施設における認知症患者を含む高齢者向けコミュニケーションロボット(PALRO)の実証研究を市内23施設において実施するなど、実用性の向上と特区の具現化に向けて取り組んできました。

今後の超高齢社会の進展や人口減少に伴う労働力不足に対応し、新たな産業分野での持続的な経済成長を実現するために、引き続き高齢者向けコミュニケーションロボット、装着型ロボット等の研究と実証、実用化の支援を充実する必要があります。

県では、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して、6月から順次、県内30施設(うち、藤沢市内5施設)の特別養護老人ホーム等に3台ずつ、ロボットスーツHAL(腰タイプ)を導入し、介護する人の負担軽減を図る職場処遇改善プログラムを実施していますが、当プログラムは平成27年度末までとされています。当市は、ヘルスケア・ニューフロンティアの推進の取組を含め、県の生活支援ロボット関連の取組と積極的に連携を図っています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 高齢者向けコミュニケーションロボットについては、利活用に向けた支援を充実すること。

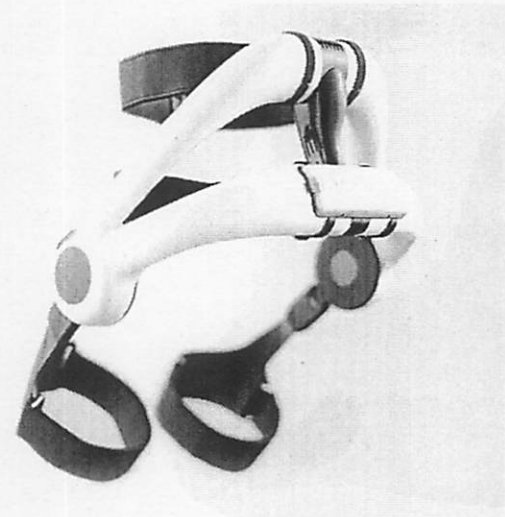
- 腰タイプのロボットスーツについて、実証実験や施設導入への支援を充実すること。
- 「まち・ひと・しごと創生」(地方創生)の取組の中に、生活支援ロボットの活用促進を位置づけること。

<効果>

今後の超高齢化の進展、生産年齢人口の減少を見据えた中で、健康増進とQOLの向上が図られ、安心して暮らしやすい都市の構築が期待されるとともに、ロボット産業の振興による地域経済の活性化に寄与します。

参考資料

藤沢市ロボット産業推進プロジェクト



ロボットスーツHAL (腰タイプ)
(出典: CYBERDYNE株式会社Webサイト)

(市担当課 経済部 産業労働課, 企画政策部 企画政策課, 福祉部 介護保険課)

広域的重点課題

(市長会要望事項から)

- 1 地震防災対策の支援体制の拡充について(耐震化事業への支援)
- 2 津波対策の強化について(津波避難施設の整備)
- 3 高齢者施設の整備に対する支援等について
- 4 障がい者福祉の充実について(入所施設の整備)
- 5 障がい者福祉の充実について(重度障害者医療費助成制度の充実)
- 6 小児医療費助成制度について
- 7 地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金について
- 8 放課後児童健全育成事業について
- 9 学校教育の充実強化について
- 10 特別支援教育の充実強化について(教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置)
- 11 特別支援教育の充実強化について(教員の複数配置)
- 12 幼稚園就園奨励費補助制度における財源措置について
- 13 再生可能エネルギーの普及制度の充実について
- 14 村岡・深沢地区全体整備構想(案)の実現に向けた支援について
- 15 農地の相続税納税猶予制度の拡大について

(要望項目の順序は、優先度ではなく、市長会要望の分類順としております。)

継続要望

1 地震防災対策の支援体制の拡充について(耐震化事業への支援)

(要望先 安全防災局)

重点要望項目

市町村消防防災力強化支援事業の一層の推進を図るため、木造住宅耐震化事業における補助額を引き上げるとともに、分譲マンション耐震化事業に対しての支援制度を新たに創設すること。

要望内容

<現状>

国の中央防災会議において、2015年(平成27年)に大規模地震による死者を半減するため、住宅及び特定建築物の耐震化率を9割とすることとされ、神奈川県においても「神奈川県耐震改修促進計画」に同様の目標を定めています。また、当市においても「藤沢市耐震改修促進計画」を策定し、県と同じ目標のもと耐震化促進事業を実施しています。

阪神・淡路大震災を受け、「市町村地震防災対策緊急支援事業」が1996年(平成8年)に施行され、平成22年度をもって終了しました。平成23年度からは「市町村消防防災力強化支援事業」として支援をいただいております。当市においても「木造住宅耐震診断」補助事業を1996年(平成8年)から、「木造住宅耐震改修工事」補助事業を2006年(平成18年)から開始し、平成25年度末までに耐震診断1,157件、耐震改修工事152件に対して補助を実施してきました。また、平成23年度からは「分譲マンション耐震診断」補助事業を実施しています。

一方で、耐震改修促進計画との整合性を図りながら、「安全で安心して暮らせるまちづくり」に取り組み、県とともに平成27年までに耐震化率を9割に向上するという目標達成に向けては、木造住宅や分譲マンション耐震化事業の促進を図っていく必要があります。

そのためには、特に耐震化率の低い木造住宅を優先的に支援しつつ、耐震性の劣るマンション等については災害時における倒壊等での周辺に対する影響が大きいため、あ

わせて、分譲マンション耐震化事業に対する県支援制度を新たに創設することで、耐震化を促進することが重要であると考えています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 木造住宅耐震化事業における補助額を引き上げるとともに、分譲マンション耐震化事業に対しての支援制度を新たに創設すること。

<効果>

「耐震改修促進計画」の耐震化率9割とする目標達成のためには、木造住宅だけではなく、分譲マンション耐震化事業に対する県支援制度を新たに創設することで、支援件数を増やすことができ、耐震化率の促進が図られます。

参考資料

(1) 藤沢市耐震改修促進計画の目標

<平成 19 年 現況耐震化率>

種類	一般住宅(共同住宅含)	民間特定建築物(法第 8 条)	公共建築物
種類	○木造戸建住宅 ○非木造戸建住宅 ○木造共同住宅 (原形住宅、寄附倉、下宿舎) ○非木造共同住宅 (原形住宅、寄附倉、下宿舎)	○法第 8 条 1 号建築物 (多数のしのか利用する建築物) ○法第 8 条 2 号建築物 (倉庫物貯蔵・品積建築物) ○法第 8 条 3 号建築物 (貨物輸送機器用建築物)	市有建築物 (1)一般施設 (2)小・中学校等 (3)市営住宅(区営)
棟数	計 85, 821 棟 (木造戸建住宅: 64, 502 棟)	計 1, 245 棟 (法第 8 条 1 号建築物: 495 棟)	計 617 棟 (付属の小規模を除く)
耐震化率	88. 6% (木造戸建住宅: 83. 2%)	74. 3% (法第 8 条 1 号: 60. 0%)	80. 7% (1) 附属上層部を耐震化後: 80. 0%

<平成 27 年度末 目標耐震化率>

種類	一般住宅(共同住宅含)	民間特定建築物(法第 8 条 1 号)	公共建築物
改修等必要棟数 棟数	棟数 8, 311 棟は、逐層により耐震改修・建て替えを必要とします。 (木造戸建住宅: 6, 744 棟)	棟数 29 棟は、逐層により耐震改修・建て替えを必要とします。	順次、計画的に耐震診断・耐震改修を実施し、防災上重要な建築物を中心に、90%以上とします。 (学舎施設は 103 年度末に 100%)
目標耐震化率	90%	90%	

(2) 分譲マンション耐震診断支援補助金交付制度

【補助対象条件】

- ・ 6戸以上で構成される分譲マンション(共同住宅)の住宅管理組合で組合員に税金の滞納者が無く、次の要件に該当すること。
 - 1981年(昭和56年)5月31日以前に建築された共同住宅で、非木造2階建て以上であること。
 - 建築(増築も含む)当時、適法として検査済証等の交付をうけていること。
 - 建築(増築も含む)当時の図面等があること。

【補助金について】

- ・ 管理組合に対して、予備診断と本診断のどちらか1回に限り、耐震診断に要する費用の一部を補助します。
 - 予備診断: 耐震診断に要する費用の1/2、かつ1棟あたり15万円を限度
 - 本診断: 耐震診断に要する費用の1/2、延べ床面積に応じて算定される額の1/2、かつ1棟あたり150万円を限度

(市担当課 計画建築部 建築指導課)

継続要望

2 津波対策の強化について(津波避難施設の整備)

(要望先 安全防災局)

重点要望項目

国道134号を跨ぐ歩道橋について、平時は横断歩道橋として利用し、津波発生時には避難タワーとして活用できる施設の整備を検討すること。また、国の新たな知見に基づく「新たな地震による津波浸水予測図と津波浸水想定」が公表されたことから、今後、県と市町が連携して対策を進めるに当たり、都市防災総合推進事業の拡充を国に求めること。

また、津波浸水想定区域内に鉄道路線を有する事業者が、駅舎の改良等によって鉄道利用者（観光客あるいは地域住民等）の津波避難場所の整備を促進するために、鉄道事業者に対する新たな補助制度の創設を国に働きかけること。

要望内容

<現状>

相模湾に約7kmの海岸保全区域を有する本市では、津波避難対策として津波避難ビルの拡充等に努めてきましたが、これらは、地域住民の津波からの避難に主眼を置いており、ピーク時に1日当たり10万人を超える海水浴客を考慮すると、海岸に近接した津波避難施設が不足している状況にあります。

海水浴客をはじめとする海岸利用者等の津波避難場所については、新たに新江ノ島水族館が対象となり拡充されていますが、まだ不十分です。

津波避難ビル204施設のうち、154施設を東日本大震災以後に新たに指定しましたが、海浜利用者や鉄道利用者が津波から避難するためには、遠距離の移動を強いられることから、鉄道事業者としても乗客や利用者の安全確保のため、津波から緊急に避難する場所を整備する必要があります。

海水浴客等の観光客が一斉に避難を行う際、ピーク時においては、5万人余りが海岸周辺の津波一時避難施設に集中することは明白です。津波浸水到着予測時間前に全ての避難が完了することが、事実上不可能と考えられるため、迅速に避難できる場所

のさらなる確保が喫緊の課題です。また、国の新たな知見に基づく、新たな地震による津波浸水予測図と津波浸水想定を県が公表したことから、今後、県と市町が連携して対策を進めることが重要な課題となっています。

鉄道駅舎を改良し、津波避難場所を設けることは、津波災害時に鉄道利用者のみならず観光客及び地域住民等が避難に遅れた際の一時避難場所となり、多くの生命を救う効果があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 国道134号を跨ぐ歩道橋について、平時は横断歩道橋として利用し、津波発生時には避難タワーとして活用できる施設の整備を検討すること。
- 駅舎の改良等によって津波避難場所の整備を促進するために、鉄道事業者に対する新たな補助制度の創設を国に働きかけること。

<効果>

津波一時避難場所が充実し、住民だけでなく海水浴客をはじめとする観光客の生命の安全を確保することにより、一層安心して暮らせる都市の構築が期待されます。

参考資料

歩道橋型の津波避難タワー



(出典:静岡県Webサイト)

(市担当課 総務部 防災危機管理室)

継続要望

3 高齢者施設の整備に対する支援等について

(要望先 保健福祉局)

重点要望項目

特別養護老人ホーム等の入所者の安全を維持するために、施設の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を創設すること。

要望内容

<現状>

超高齢社会の到来により、特別養護老人ホームの整備は喫緊の課題となっています。「かながわ高齢者保健福祉計画」においても計画的な整備促進を位置づけ、今後も計画の達成に向けて、予算の確保に努め、着実に整備する必要があります。

一方で、市内には、1981年(昭和56年)、1984年(昭和59年)に開設し、築後30年以上経過した特別養護老人ホームが存在しており、入所者の安心、安全を確保するためには、相当規模の修繕工事が必要となっています。

この施設維持管理において、特に大規模修繕を行う際には、借入等により対応しているのが現状となっています。

借入を行い施設の大規模修繕を行うことは、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人の財務体質にも大きな影響を与えることから、健全な運営ができるように助成を行う必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

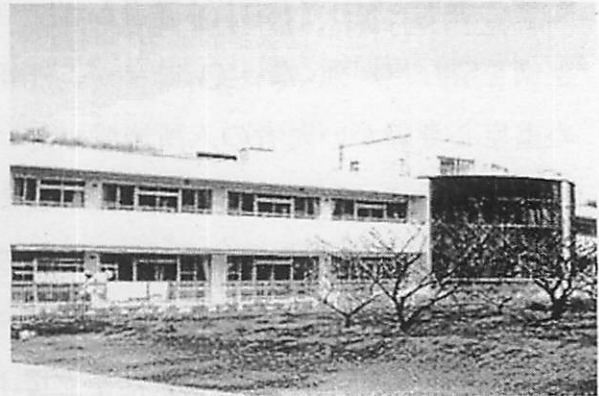
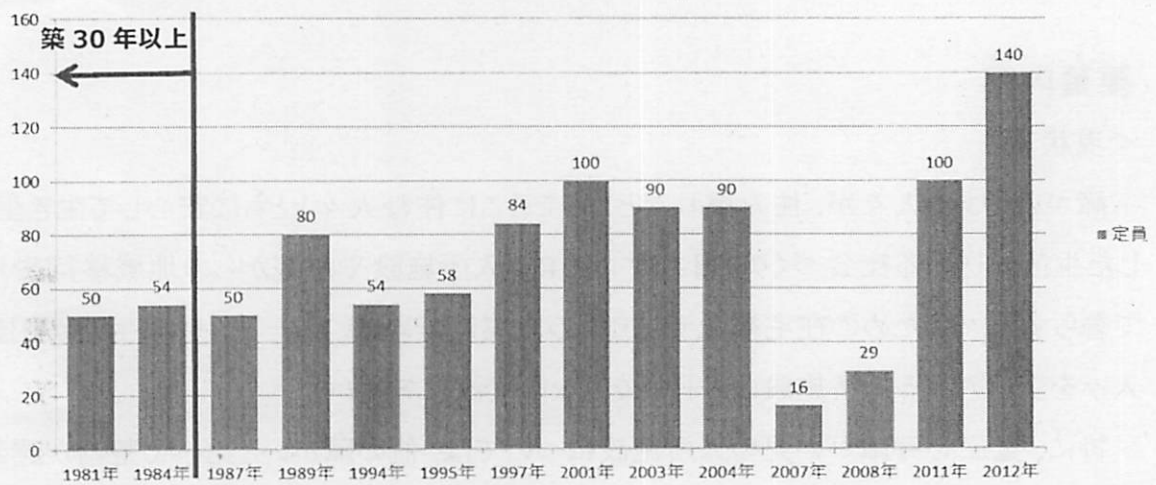
- 特別養護老人ホーム等の施設の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を創設すること。

<効果>

今後の超高齢化の進展に際して、介護老人福祉施設の安全性の確保と安定的なサービスの提供を図ることにより、高齢者の安心な生活が確保されます。

参考資料

特別養護老人ホームの建築年次別状況



(市担当課 福祉部 介護保険課)

継続要望

4 障がい者福祉の充実について(入所施設の整備)

(要望先 保健福祉局)

重点要望項目

重症心身障がい児が安心して暮らすために、長期入所施設のない湘南東部障がい保健福祉圏域において「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能をもつ施設の積極的な整備推進を図ること。

要望内容

<現状>

障がいのある人々が、住み慣れたところでそこに住む人々とともに安心して生き生きとした生活が送れる社会づくりを目指すために、入所施設や病院からの地域移行や地域で暮らす人々のための在宅福祉サービスの充実に努めている一方、地域生活が困難な人々を受け入れる入所施設は、十分ではない状況にあります。

特に、重症心身障がい児の入所施設については、他の障がいと比べて整備が遅れており、今後も医療の高度化により障がい児の増加が見込まれることから、早期の整備が喫緊の課題となっており、保護者からも、湘南東部障害保健福祉圏域での入所施設の整備を望む声が強くなっていますが、湘南東部障害保健福祉圏域は、県内政令市を含め重症心身障がい児者の入所施設が無い唯一の圏域となっています。

入所施設については、障がい児の「住まいの場」としての機能だけでなく、家族のための「レスパイト*」機能や、施設がもつ支援のノウハウや専門人材を地域生活支援に提供する「専門性」、さらに、地域でのネットワークづくりなど地域福祉の拠点となる「地域性」などの機能を合せ持ち、地域生活を支援する上で重要な社会資源となっています。

そのため、重症心身障がい児が安心して暮らすために、長期入所施設のない湘南東部障害保健福祉圏域において「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能をもつ施設の積極的な整備推進を図ることを要望します。

*「レスパイト」…在宅介護などで介護者が日々の介護に疲れ、介護不能となることを予防する目的で短期間の入院等を利用すること。「休息」「息抜き」。

<要望事項>

次の事項について要望します。

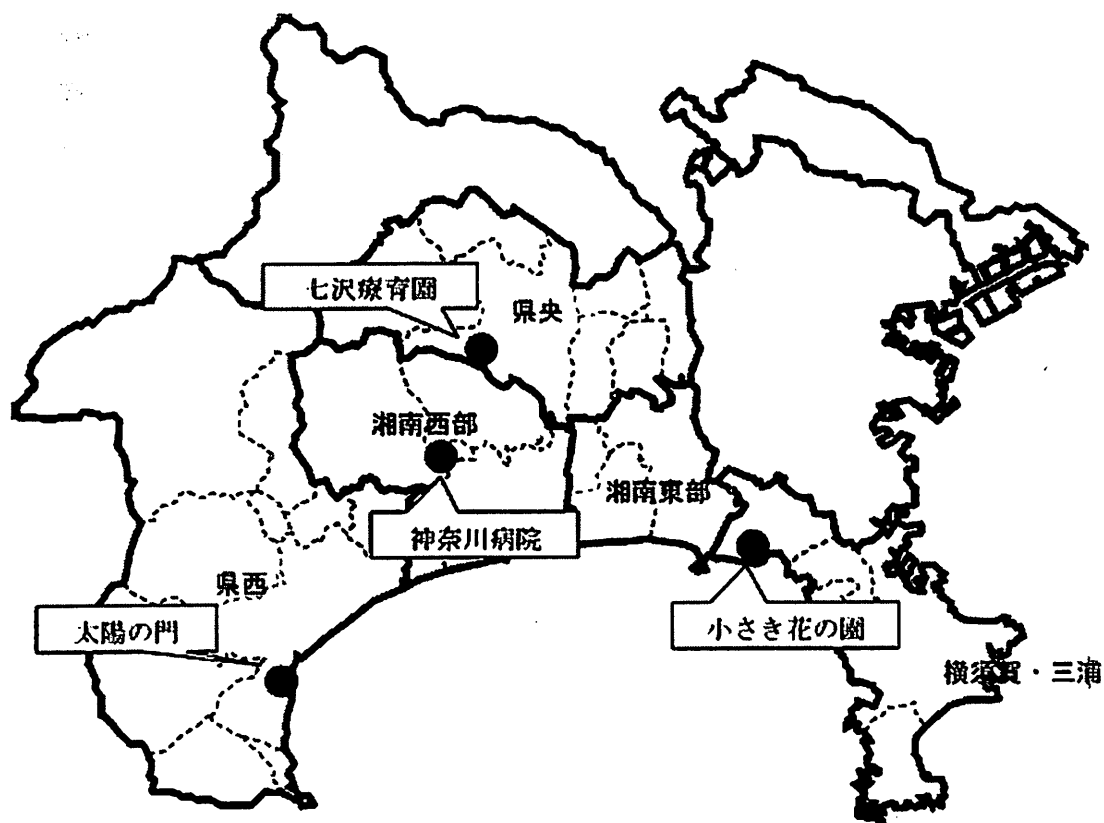
- 重症心身障がい児が安心して暮らすために、長期入所施設のない湘南東部障がい保健福祉圏域において「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能をもつ施設の積極的な整備推進を図ること。

<効果>

重症心身障がい児の入所施設の整備により、障がい児の増加に対応し、地域生活を支援することで、障がい者の安心な生活が確保されます。

参考資料

神奈川県障害保健福祉圏域と重心児施設の状況



(出典:神奈川県Webサイト)

(市担当課 福祉部 障がい福祉課)

継続要望

5 障がい者福祉の充実について(重度障害者医療費助成制度の充実)

(要望先 保健福祉局)

重点要望項目

2012年(平成24年)4月に重度障害者医療費助成制度が改められ、精神障がい者1級の通院の医療費が対象となったが、入院についても制度の対象とし、さらに、重度の身体・知的精神障がい者の医療費助成制度における対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について撤廃すること。

要望内容

<現状>

重度障がい者の医療費助成の対象者の増加に伴い、医療費助成額は毎年増加しています。2008年(平成20年)10月には、65歳以上で新たに対象となった方を除外するとともに、一部負担金を導入し、また、2009年(平成21年)10月には所得制限が導入されました。また、2012年(平成24年)4月に精神障がい者の1級も通院の医療費のみ対象となりましたが、入院分についての費用は各市町村の負担であり、財政状況を圧迫しています。

厳しい財政状況の中で、市町村においても医療費助成制度の見直しを行わざるを得なくなり、最終的には重度障がい者の健康の保持及び増進に影響が出てくることが想定されます。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 重度障害者医療費助成制度において精神障がい者1級の入院医療費についても対象とすること。
- 重度の身体・知的精神障がい者の医療費助成制度における対象者の一部負担金及び所得制限の導入を撤廃すること。

- 重度の身体・知的精神障がい者の医療費助成制度における65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について撤廃すること。

<効果>

財政的な支援の充実により、重度障がい者の健康の保持及び増進が図られます。

参考資料

重度障害者医療費助成制度等の見直しを求める意見書
(平成21年2月藤沢市議会提出)

神奈川県の高度障害者医療費助成制度及び小児医療費助成制度は、平成20年10月から一部負担金が導入され、ひとり親家庭等医療費助成制度についても、本年1月から一部負担金が導入された。

特に、高度障害者医療費助成制度については、20年10月から65歳以上の新規対象者を除外する年齢制限が設けられ、本年10月からは所得制限の導入が予定されている。

当市においては、高度障害者・小児・ひとり親家庭等の医療費に係る経済的負担軽減の観点から、助成制度を維持していくこととしているが、県の補助金が削減されたままでは、これらの医療費助成制度を安定的に運営していくことは困難である。

よって、神奈川県に対し、一部負担金及び年齢制限を導入した高度障害者医療費給付補助事業補助金交付要綱を変更前の制度に戻すとともに、小児医療費及びひとり親家庭等医療費の助成制度についても見直しを行い、市町村への補助金を削減しないよう要望する。

(以上、要旨を掲載)

(市担当課 保健医療部 保健医療総務課)

継続要望

6 小児医療費助成制度について

(要望先 県民局)

重点要望項目

子育て支援のため、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

また、小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止または減額をすることなく、県の補助率を他自治体と同水準まで引き上げること。

要望内容

<現状>

小児医療費助成については、各自治体が独自の基準を設けて実施しており、本市では、平成21年4月から小学校6年生修了までの入・通院における保険診療の自己負担分を所得制限なしで助成し、中学生については、入院時の保険診療の自己負担分を所得制限を設けて助成しています。

また、ひとり親家庭等医療費助成については、県内自治体すべてが18歳までの児童を養育しているひとり親家庭等を対象に、保険診療の自己負担分を助成しています。

なお、県の補助対象事業として、小児医療費助成事業については、就学前児童の入通院及び中学校卒業までの入院にかかる医療費並びに審査支払手数料(所得制限あり)の1/3が、また、ひとり親家庭等医療費助成事業については、入通院にかかる医療費および審査支払手数料の1/2が補助金として交付されています。

神奈川県においては、平成26年2月に示した緊急財政対策の取組結果における県単独補助金の見直しの方向として、小児医療助成事業費補助金及びひとり親家庭等医療助成事業費補助金については、「社会保障と税の一体改革」の議論の動向を見定めた上で、平成27年度当初予算以降に向けて見直しを検討していますが、平成27年度については現行制度が継続されており、平成28年度以降については方向性が示されていません。

小児医療費助成制度は、子どもたちの健やかな成長や保護者の経済的負担の軽減、安心して子育てができる環境づくりの一環として、子育て支援施策の中では重要な施策の一つです。近年、対象年齢を拡大する自治体が多くなってきていますが、各自治体間での制度の格差が生じており、国による制度の創設が必要です。

また、県の緊急財政対策による補助金の見直しについては、市町村の財政状況及び市民サービスに大きな影響を与えることが懸念されます。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。
- 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、県の補助率を他自治体と同水準まで引き上げること。

<効果>

財政的に支援することにより、小児医療の充実が図られます。

参考資料

小児医療費助成における県内33市町村の通院助成対象と所得制限の状況

(平成27年4月1日現在)

- 義務教育就学前・・・2町(うち所得制限あり1町)
- 小学校1年生まで・・・1市(所得制限あり)
- 小学校2年生まで・・・2市(所得制限あり)
- 小学校3年生まで・・・3市(うち所得制限あり2市)
- 小学校4年生まで・・・2市(所得制限あり)
- 小学校5年生まで・・・1市
- 小学校6年生まで・・・7市5町(うち所得制限あり5市3町)
- 中学校3年生まで・・・3市7町村(所得制限あり1市)

(市担当課 子ども青少年部 子育て給付課)

継続要望

7 地域自殺対策強化交付金事業費補助金について

(要望先 保健福祉局)

重点要望項目

市町村が実施する自殺対策事業については、引き続き地域自殺対策強化交付金により事業を継続して実施できるよう国に働きかけるとともに、県においても市町村の自殺対策事業の円滑実施が図られるよう、市町村の財政負担軽減を図ること。

要望内容

<現状>

当市においては、地域における自殺対策の強化を目的とした交付金を活用し、自殺対策事業を実施してきており、平成25年度からは、自殺未遂者緊急介入支援事業として、国が自殺総合対策大綱で示す「自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組」や相談支援事業等の直接的な支援に着手しています。具体的には、平成21年度の自殺対策事業の実施当初の補助金は1,698,244円でしたが、自殺未遂者緊急介入支援事業、自殺未遂者家族個別支援事業、自死遺族支援事業等の事業拡大を行なう中で、平成26年度は6,536,505円となっています。

藤沢市内の自殺者数は、ここ数年は若干減少傾向にありますが、過去5年間の平均が約70人といまだ多くの命が失われている現状があり、今後も継続した自殺対策事業の実施が必要とされていますが、市の財政状況が厳しく、一般財源の中で事業を実施する事は困難な状況となっています。

自殺対策事業については、各市町村は県地域自殺対策強化交付金事業費補助金を活用し、地域の実情に合わせた事業実施を行っているため、国からの交付金の活用ができないと、各市町村は財政基盤を失うこととなり、その結果、継続して事業が実施できず、以って自殺対策事業の推進が図られない事態が想定されます。

また、自死遺族支援事業(わかちあいの会)のように、限られた地域で実施している事業については、近隣の市町村からの相互参加を可としているものがあります。これらの広域的要素も加味する中で、恒常的な財源の担保が必要となっています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

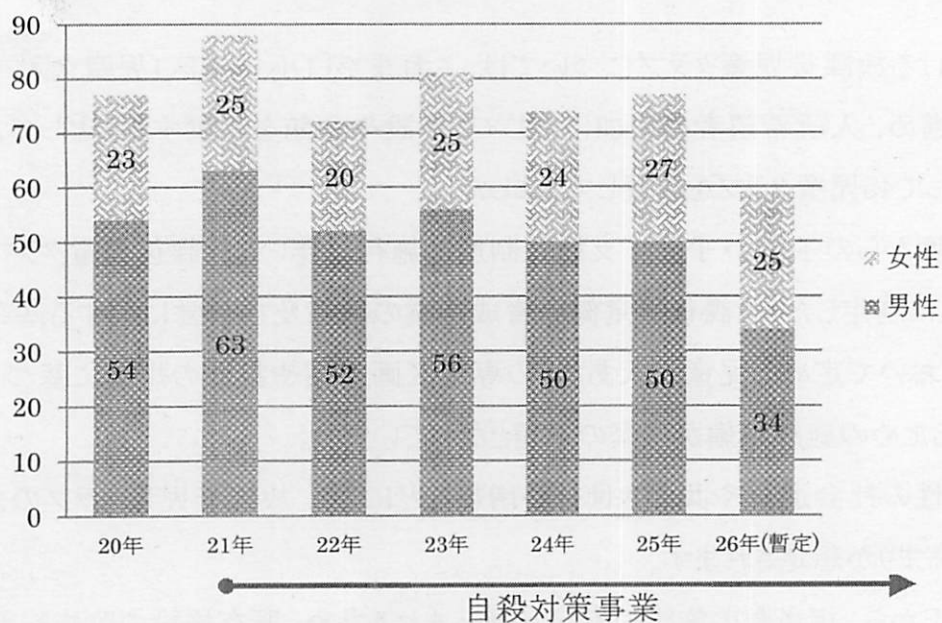
- 市町村が実施する自殺対策事業については、引き続き地域自殺対策強化交付金により事業を継続して実施できるよう国に働きかけること。
- 県においても市町村の自殺対策事業の円滑実施が図られるよう、市町村の財政負担軽減を図ること。

<効果>

自殺予防対策事業が安定的かつ継続的に実施できることで、市民の心身の健康を維持し、生命の尊厳を大切にした市民生活を保つことができます。

参考資料

市内自殺者数の推移(人口動態統計)



(市担当課 保健医療部 保健予防課)

継続要望

8 放課後児童健全育成事業について

(要望先 県民局)

重点要望項目

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)については、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度において、対象が「小学校に就学している児童」に拡大されるなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実が求められているため、放課後における子どもたちの安心・安全な生活の場が十分に確保されるよう、施設整備等にかかる補助の拡大を国に働きかけるとともに、県においても施設整備にかかる補助を継続すること。

要望内容

<現状>

当市における放課後児童クラブについては、これまで「1小学校区1児童クラブ」を目標に整備を進め、入所希望者の増加に応じて、新設や分館を設置するなどして、35小学校区に対して45児童クラブを設置してきました。

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、放課後児童クラブについては、新たに制定した「放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例」において定めた児童一人あたりの専用区画面積や集団の規模に基づき、事業を実施するための施設整備が喫緊の課題となっています。

さらに、女性の社会進出や共働き世帯の増加などにより、放課後児童クラブのますますの需要の高まりが想定されます。

こうした状況から、相当数の施設の不足が見込まれるため、既存施設の改修や新設を行うなど、放課後児童クラブの拡充が急務となっています。

また、これに伴い、施設整備に加えて、指導員の人件費等運営費も増加するため、市にとっては、大きな財政負担となることが懸念されます。

<要望事項>

放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業）について、次のとおり要望します。

- 平成27年度からの子ども・子育て支援新制度では、対象が「小学校に就学している児童」に拡大されるなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実が求められていることから、放課後における生活の場を十分に確保するため、施設整備、人件費等に係る補助の拡充を国に働きかけるとともに、県においても施設整備にかかる補助を継続すること。

<効果>

地域における保護者の就労支援や子育て支援の充実が図られ、子どもたちの健全育成のための環境づくりへの寄与が期待されます。

参考資料

年次別整備施設数

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
量の見込み(人)		3,650	3,650	3,650	3,650	3,650	
定員(人)	3,018	3,119	3,352	3,606	3,874	4,074	4,000
クラブ数	45	47	55	62	69	77	80
目標新設数	2	8	7	7	8	3	

- ・ 定員及びクラブ数は各年度当初の数
- ・ 目標新設数は各年度中に整備する数
- ・ 平成27年度から平成31年度の定員については、条例における経過措置期間中であるため、50人超の暫定定員を設定

(市担当課 子ども青少年部 青少年課)

継続要望

9 学校教育の充実強化について

(要望先 教育委員会教育局)

重点要望項目

臨時的任用教員が一教員として児童生徒の指導にあたる力をつけるため、授業力の向上につながる研修や児童生徒指導にかかる研修など、実践的な研修を中心に、臨時的任用教員に対する研修を充実させること。

要望内容

<現状>

現在、藤沢市立学校においては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等における配置基準を満たしていないことから生じる欠員補充をはじめ、産休・育休・休職の代替者として多くの臨時的任用教員が勤務しており、継続的に学校教育に携わる者も少なくありません。

こうした臨時的任用教員に対して県教育委員会では、教育事務所が年1～2回の研修会を開催したり、市町村教育委員会からの依頼に基づき、教育事務所から2名の教育指導員を派遣するなどの指導研修を行っていただいております。

しかしながら、県が臨時的任用教員に対して実施している研修は、正規教員にくらべて極めて少ないのが現状です。また、学校におけるOJTにも限界があり、経験の浅い臨時的任用教員の中には、日々の指導方法や児童生徒への対応の仕方に不安を抱えながら勤務している者も多く、学校現場からも臨時的任用教員に対する研修や指導を要望する声が多く上がっています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 授業力の向上につながる研修や児童生徒指導にかかる研修など、実践的な研修を中心に、臨時的任用教員に対する研修を充実させること。

<効果>

教育力が向上し、児童生徒の学校生活の充実と学校教育の円滑な実施が図られます。

参考資料

平成27年度神奈川県初任者研修・経験者研修・臨時的任用職員研修関係日程等

2. 初任者研修・経験者研修等関係

事業名	回	開催日時	主な内容	参加対象者
初任者研修会	1	4/28(火曜日)14:45から	講話・講義	小・中学校初任者研修対象教員
	2	5/12(火曜日)13:30から	講義	小・中学校初任者研修対象教員
	3	8/20(木曜日)13:40から	講義・グループ協議	小・中学校初任者研修対象教員 (鎌倉市・藤沢市・寒川町)
		8/24(月曜日)9:00から	講義・グループ協議	小・中学校初任者研修対象教員 (茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・葉山町)
初任者研修実施校連絡会	1	4/ 2(木曜日)9:30から	研修推進のための説明	小・中学校校内指導教員(従来方式)
		4/ 2(木曜日)13:30から		小・中学校校内指導教員(拠点校方式)
初任者研修拠点校指導教員連絡会	1	4/ 2(木曜日)13:30から	研修推進のための説明	小・中学校拠点校指導教員
	2	8/25(火曜日)9:30から	講義・グループ協議	
初任者研修実施予定校説明会	1	3/ 8(火曜日)13:00から 3/ 8(火曜日)15:00から	研修推進のための説明	中学校初任者研修実施予定校教頭 小学校初任者研修実施予定校教頭
10年経験者研修	1	7/31(金曜日)8:50から	中学校提案・研究協議 (教育課程研究会)	中学校10年経験者
		7/22(水曜日)10:00から	講演・指導案検討	小学校10年経験者
	2	9月から11月初旬	勤務校における研究授業	
3	12/ 8(火曜日)13:30から	英語報告・グループ協議		
臨時的任用職員研修会	1	4/27(月曜日)14:30から	講義・グループ協議	H27年度及びH26年9月以降にはじめて教壇に立った臨時的任用職員(※2回目は、原則地区ごとに指定された1日に参加)
	2	7/21(火曜日)9:30から 7/23(木曜日)9:30から	講義・グループ協議	

(出展:神奈川県Webサイト)

(市担当課 教育委員会 教育部 学校教育企画課)

一部新規要望

10 特別支援教育の充実強化について(教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置)

(要望先 教育委員会教育局)

重点要望項目

支援教育及び児童生徒支援・指導の充実を図ることを目的として、主たる担当者を位置づけて校内の支援及び指導体制の構築を図るために、教育相談コーディネーター兼児童支援担当者として専任配置を行うとともに、個別指導やチーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師について、各市町村への配当時間数の増を図ること。

要望内容

<現状>

近年、学習面や生活面で特別な配慮を必要とする児童生徒が増加するとともに、児童生徒指導上の問題が多様化・複雑化しており、児童生徒が安心して学校生活や学習を行うためには、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援の充実が喫緊の課題となっています。

その役割を担う教育相談コーディネーターや小学校の児童支援・指導担当者については、学級担任その他の分掌と兼務しており、校内で支援を必要とする児童の全体状況を把握することや関係教員と外部機関との連絡・相談のコーディネートを行うことが極めて困難な状況があります。

また、県が配置している「特別支援教育推進に係る非常勤講師」は、教育相談コーディネーター業務を担う教員の担当する授業の後補充、学習面や生活面で特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、チーム・ティーチング、少人数指導、個別指導による教育支援を行うもので、きめ細かな指導や支援の充実のために各校で効果的に活用がなされていますが、支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、十分な支援には至っていません。

また、特別支援教育推進に係る非常勤講師については、当市への県からの配当時数が、平成21年度には週あたり小学校350時間、中学校140時間であったのに対し、平成

27年度は小学校308時間, 中学校131時間という時数が示されており, 年々削減されてきています。

<要望項目>

次の事項について要望します。

- 教育相談コーディネーター兼児童生徒支援担当者として専任教員を配置すること。
- 個別指導やチーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師について, 各市町村への配当時間数の増を図ること。

<効果>

実情に即した支援体制を構築することにより, 支援を必要とする児童生徒にとって安心できる教育環境を整えるとともに, よりきめ細かな支援を行うことができる。

参考資料

特別支援教育の推進に係る非常勤講師の当市配当時間数の推移

	小学校	中学校
平成21年度	350h	140h
平成22年度	346h	130h
平成23年度	346h	134h
平成24年度	340h	132h
平成25年度	328h	132h
平成26年度	318h	132h
平成27年度	308h	131h

(市担当課 教育委員会 教育部 教育指導課)

継続要望

11 特別支援教育の充実強化について(教員の複数配置)

(要望先 教育委員会教育局)

重点要望項目

特別支援教育の充実を図るため、特別支援学級における教員の複数配置について、県の基準に基づいた適正な配置を行うこと。また、年度途中で任用要件が消失した場合についても継続して任用を行うとともに、入退院を繰り返す児童生徒に対して、学籍異動を伴わずに院内学級に入級できる仕組みを構築すること。

要望内容

<現状>

特別支援学級への教員の配置については、児童生徒数が一定数を超えた場合に規定外定数として複数配置をするという神奈川県独自の基準が定められていますが、任用要件が生じた場合でも配置がなされないケースもあり、配置数が十分でない現状にあります。

一方で、近年、障がいのある児童生徒について市立小・中学校への入学希望が増加傾向にあり、障がいの程度の重い児童生徒が特別支援学級に入学・編入するケースが増えています。また、担任による児童生徒への指導・支援の内容は多岐にわたっており、校内における交流学习の指導や関係機関との連絡・相談も密にとる必要があることから、担任が従来の業務を行うための時間数の確保が困難な状況となっています。

また、年度途中で児童生徒数に変更があり、特別支援学級への教員の複数配置の任用要件が消失した場合において、配置された職員の任用が取り消される現状があります。年度途中で児童生徒1名の転出等によって、教員の数が減ることは、個に応じた年間指導計画の変更を余儀なくされ、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導に支障が生じています。障がいのある児童生徒に混乱を引き起こすことなく支援を行うためには、同じ教員が一貫した姿勢で関わるのが重要となっています。

特に、児童生徒が入院をする際、院内学級に入級するためには学籍を異動する必要があるため、それに伴い特別支援学級複数配置の任用要件が消失するとともに、児童

生徒が退院し元の学級に戻ってきた際には配置が行われないという現状があり、教育上大きな支障をきたすこととなります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 特別支援学級への教員配置については、県の基準に沿った適正な配置を行うこと。
- 年度途中で任用要件が消失した場合でも教員数を変更せず、継続任用の対応をとること。

<効果>

障がいのある児童生徒に混乱を引き起こすことなく、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導が可能となります。

(市担当課 教育委員会 教育部 学務保健課)

継続要望

12 幼稚園就園奨励費補助制度における財源措置について

(要望先 教育委員会教育局)

重点要望項目

幼稚園就園奨励費補助制度については、国における幼児教育の無償化に向けた段階的取組により、保護者に対する補助単価がさらに増額となる見込みであり、これに伴い、市町村の負担がより一層増大することが予測されるため、現行の市町村に対する国の補助割合（補助対象額の3分の1）を引き上げるよう、国に働きかけること。

要望内容

<現状>

各市町村が実施している幼稚園就園奨励費補助事業については、国の補助割合が1/3となっているにもかかわらず、実質1/3に達していないため、市町村によっては、国の補助単価どおりに実施できていない現状があることから、平成27年度からは、国では、実質的な補助割合を1/3に引き上げるとしています。

また、国では、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の無償化に段階的に取り組むとしています。

そのため、平成26年度においては、生活保護世帯の無償化を図り、さらに、平成27年度においては、引き続き低所得世帯の負担軽減を図るため、市町村民税非課税世帯に対する補助単価も増額しています。

国の補助単価の増額に伴い、保護者の経済的負担の軽減が図られますが、市町村に対する補助割合が据え置かれた場合には、市町村の負担がより一層増大することとなります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 現行の市町村に対する国の補助割合(補助対象額の3分の1)を引き上げるよう、国に働きかけること。

<効果>

「すべての子どもに質の高い幼児教育を保障すること」を目指す国の基本方針の実現に寄与します。

参考資料

◆幼稚園就園奨励費補助

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し国が所要経費の一部を補助する。(補助率:1/3以内)

低所得世帯の保護者負担軽減

(階層区分)

【私立】	(27年度補助単価)(年額)	(保護者負担額)(年額)
第Ⅰ階層生活保護世帯	308,000円(前年度同額) ※26年度に保護者負担月額6,600円を無償化	0円
第Ⅱ階層市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む)	272,000円(72,800円増)	36,000円 (3,000円/月)
第Ⅲ階層市町村民税所得割課税額 (77,100円以下)世帯(年収約360万円まで)	115,200円(前年度同額)	192,800円
第Ⅳ階層市町村民税所得割課税額 (211,200円以下)世帯(年収約680万円まで)	62,200円(前年度同額)	245,800円

※ 金額は、第1子の場合の補助単価(年額)

※ 補助限度額は保育料の全国平均単価(私立):308,000円

※ 市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。

(出展:平成27年度文部科学省関連予算概要)

(市担当課 子ども青少年部 保育課)

新規要望

13 再生可能エネルギーの普及制度の充実について

(要望先 環境農政局)

重点要望項目

再生可能エネルギーの普及は、エネルギー自給率の向上、地球温暖化防止、災害発生時の非常用電源の確保などの観点から極めて重要であることから、特に太陽光発電の普及のための施策を充実するよう、国に働きかけること。

要望内容

<現状>

再生可能エネルギーの普及は、エネルギー自給率の向上、地球温暖化防止、災害発生時の非常用電源の確保などの観点から、極めて重要です。

特に、都市部においては、住宅等の屋根に比較的容易に設置ができ、災害時にも利用できる分散型電源である住宅用太陽光発電の導入が進んでおり、今後も一層の普及拡大を図っていく必要があります。

平成24年7月から開始された、再生可能エネルギーの固定価格買取制度について、特に太陽光発電に係る固定価格買取制度については、買い取り価格の引き下げが続いています。

また、当市においては、エネルギーの地産地消を見据えた再生可能エネルギーの活用を推進するため、平成26年度に『藤沢市エネルギーの地産地消推進計画』を策定し、重点プロジェクトに、「太陽光発電システム導入による地産地消プロジェクト」を定めました。

①固定価格買取制度について、買い取り価格の引き下げが続いていること、②東日本大震災から時間が経過し、再生可能エネルギーについての関心が薄れている傾向にあること、及び③太陽光発電に係る国の補助制度が、平成25年度をもって廃止されたことにより、太陽光発電設備の設置が進まなくなり、ひいては、再生可能エネルギー全体の普及拡大の停滞につながる恐れがあります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 太陽光発電の普及のための施策を充実するよう、国に働きかけること。

<効果>

再生可能エネルギーの普及拡大につながります。

参考資料

① 固定価格買取制度の推移

	H24	H25	H26	H27※
住宅用太陽光 (10kw未満)	42円	38円	37円	33円・35円
非住宅用(事業用) 太陽光(10kw以上)(税抜)	40円	36円	32円	29円・27円

※住宅用太陽光…東京・関西・中部電力管内は33円(出力制御対応機器設置義務なし)

それ以外の電力管内は35円(出力制御対応機器設置義務あり)

※非住宅用(事業用)太陽光…4～6月は29円、7月～は27円

② 国・県の補助制度の推移

		H24	H25	H26	H27
国	1kW当たり	35,000円	20,000円	—	—
	上限	899,109円	899,110円	—	—
県	1kW当たり	15,000円	15,000円	15,000円	検討中
	上限	52,000円	50,000円	50,000円	
	条件	市を通じて補助	県単独・HEMS必須	県単独・HEMS必須	

(市担当課 環境部 環境総務課)

継続要望

14 村岡・深沢地区全体整備構想(案)の実現に向けた支援について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

「村岡・深沢地区全体整備構想(案)」の実現を目指すため、新駅設置に向けた期成同盟会の立ち上げや開発・整備・広域幹線道路の整備計画の策定について、財政、体制づくり等の支援を図ること。

要望内容

<現状>

「村岡・深沢地区全体整備構想(案)」は、藤沢・鎌倉の両市に跨る村岡・深沢地区へ新駅を核とする新たな広域的都市拠点の形成を図ることを目的としています。

本構想の実現に向けては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じてJR東日本へ新駅設置の要望を続ける一方で、平成19年度には神奈川県、鎌倉市及び当市で構成する湘南地区整備連絡協議会を強化し、広域的な都市づくりの課題解決に向けて取組の強化を図りながら実現に向けて努めているところです。平成22年度には村岡・深沢地区の土地利用計画がまとめられ、2011年(平成23年)2月には、本構想の先駆けとなる武田薬品工業(株)湘南研究所が完成したことから、広域的都市拠点の形成に向けた新たな段階を迎えています。

このような中、現在は、地元調整や都市計画決定に向けた関係機関との調整などを精力的に進めています。

まちづくりが新たな段階を迎えつつある中、核となる新駅設置に向けたJR東日本への働きかけの強化、具体的な事業スキームの構築及び広域的な都市拠点を支える広域幹線道路の整備計画の策定が喫緊の最重要課題となっています。これら諸課題の解決には、広域的視点を有する神奈川県の支援が必要不可欠となります。

<要望事項>

まちづくりに関する支援として、次の事項について要望します。

○ 新駅設置に向けた共同組織の立ち上げ

- 開発・整備・広域幹線道路の整備計画の策定
- 組織及び計画に係る財政面、制度面、体制づくりに向けた支援

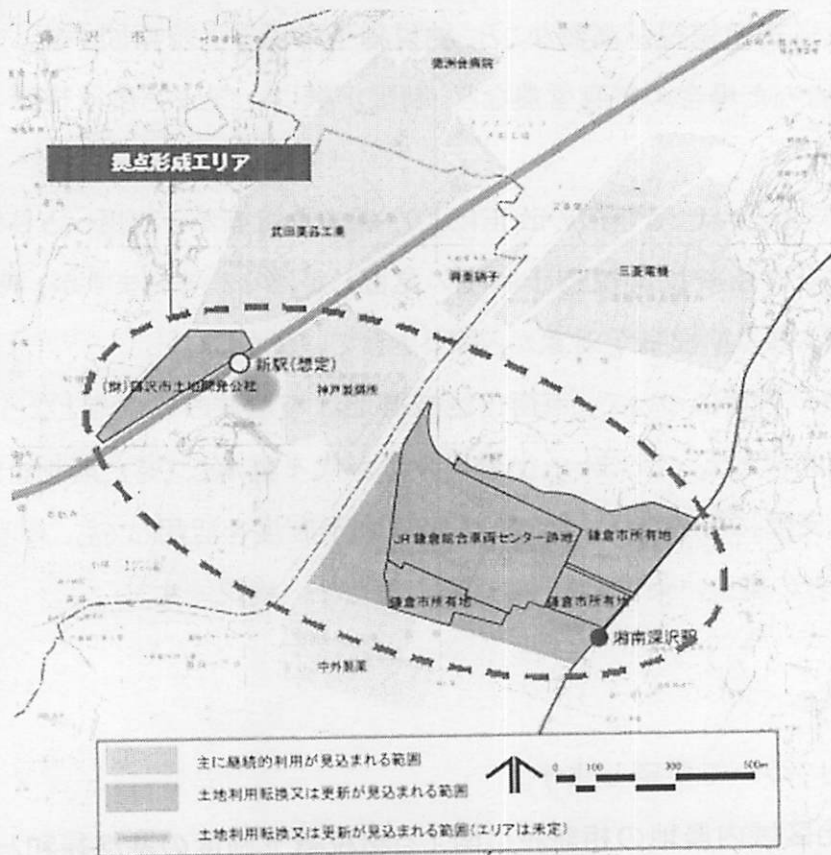
<効果>

武田薬品工業(株), (株)神戸製鋼所, 三菱電機(株), 中外製薬(株)などの高度な研究, 開発機能が集積する村岡・深沢地区に新たな広域的都市拠点の形成を図ることは, 更なる研究開発機能の集積につながることから, 神奈川県全体の産業基盤の発展や地域経済の活性化に寄与します。

また, 新駅の設置により, 公共交通への利用転換によるCO₂削減や環境配慮型のまちづくりを実践することで, 先進的なまちづくりのモデル都市が形成されます。

参考資料

村岡・深沢地区全体整備構想(案)概況図



(市担当課 都市整備部 都市整備課 村岡地区整備担当)

継続要望

15 農地の相続税納税猶予制度の拡大について

(要望先 環境農政局)

重点要望項目

農業後継者を育てるため、市街化区域内農地の相続税に関する納税猶予制度の基準緩和と適用拡大について、国へ働きかけること。

要望内容

<現状>

都市農業では、市街化区域内で代々農業を継続されてきた方に相続が発生した場合、そのかかる相続税が高額なことから農地を手放して相続税を納めています。市街化区域内で営農継続を希望しても、特定市街化区域農地は納税猶予の対象から除かれていること、当該相続税が高額なこと、納税猶予に係る手続期間が短いこと及び納税猶予の対象となった場合の終身営農など、制限が厳しいことから農家後継者が育たない状況です。

平成21年度の農地関連法の改正により、農地を所有から利用へと目的を明確にするとともに、併せて相続税納税猶予制度の見直しが図られていますが、特定市街化区域農地は以前のまま納税猶予対象から除外されています。

相続税額の算定について、市街化区域農地は宅地並みの評価となってしまうことから、税相当額が高額となってしまう、土着農業者が代々継承してきた農地を守り農業を続けていくことの支障になっています。また、納税猶予制度を活用しても、終身営農が課せられてしまうなどの厳しい条件から、後継者が育たない状況です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 市街化区域内農地の相続税に関する納税猶予制度の基準緩和と適用拡大について、国へ働きかけること。

<効果>

安心して農作業を取組む環境が整うため、雇用の拡大や法人の新規参入などによる農業従事者の増加や規模拡大による農業経営の安定化などが期待できるとともに、農業後継者の育成、地産地消の推進、市街化区域内の緑地・空地の保全や景観形成、温室効果ガスの吸収、フードマイレージ*の削減などに寄与します。

*フードマイレージ…「食料の輸送量」×「輸送距離」で表われ、この値が大きいほど、排出される二酸化炭素も多く、地球環境への負担が大きくなります。

参考資料

市内の農家経営状況

年次	経営総土地面積	耕				
		経営耕地総面積	田	畑	樹	
					総面積	果樹園
昭和55年	(228,212)	(124,825)	(26,258)	(74,104)	(24,463)	(7,797)
60年	...	(118,768)	(22,858)	(75,903)	(20,007)	(9,432)
		118,031	22,771	75,311	19,949	9,374
平成 2年	...	110,053	19,544	68,639	21,870	9,690
7年	...	96,134	16,591	63,585	15,958	8,950
12年	...	83,541	13,475	54,413	15,653	8,417
17年	...	75,348	12,255	48,288	14,805	—
22年	...	69,925	11,541	46,690	11,694	—

(単位: a)

地			耕 地 以 外				
園 地			総面積	宅 地	耕作放棄地	山林原野	その他
茶 園	桑 園	その他					
(1)	—	(16,665)	—	—	(3,306)	—	—
(31)	(13)	(10,531)	—	—	(2,344)	—	—
31	13	10,531	—	—	2,121	—	—
—	—	12,180	—	—	4,889	—	—
20	—	6,988	—	—	4,544	—	—
—	—	7,236	—	—	4,799	—	—
—	—	—	—	—	2,637	—	—
—	—	—	—	—	1,763	—	—

「農林業センサス」

<注>農家の定義変更により、昭和45年から昭和60年の()内は旧定義によるもので、昭和60年の()外は、新定義により組替集計したものの。(114ページ参照)なお、平成12年以降は販売農家のみの数値を表示しています。

資料: 文書統計課

(市担当課 経済部 農業水産課)

県所管別要望一覧

ヘルスケア・ニューフロンティア推進局

- (個別)9 ロボット産業の振興に対する支援の充実について 18

安全防災局

- (個別)1 耐震診断義務化対象道路の指定について 2
(個別)2 津波避難施設の整備及びGPS波浪計の整備について 4
(個別)5 落書き防止に関する県条例制定について 10
(広域)1 地震防災対策の支援体制の拡充について(耐震化事業への支援) 22
(広域)2 津波対策の強化について(津波避難施設の整備) 24

県民局

- (広域)6 小児医療費助成制度について 30
(広域)8 放課後児童健全育成事業について 34

環境農政局

- (個別)4 不法投棄の防止について 8
(個別)8 クロピラリドを含む粗飼料の輸入について 16
(広域)13 再生可能エネルギーの普及制度の充実について 44
(広域)15 農地の相続税納税猶予制度の拡大について 48

保健福祉局

- (個別)3 全国健康福祉祭(ねんりんピック)について 6
(広域)3 高齢者施設の整備に対する支援等について 26
(広域)4 障がい者福祉の充実について(入所施設の整備) 28
(広域)5 障がい者福祉の充実について(重度障害者医療費助成制度の充実) 30
(広域)7 地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金について 34

産業労働局地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金について

- (個別)9 ロボット産業の振興に対する支援の充実について 18

県土整備局

(個別) 1	耐震診断義務化対象道路の指定について	2
(個別) 2	津波避難施設の整備及びGPS波浪計の整備について	4
(個別) 6	相鉄いずみ野線の延伸について	12
(個別) 7	河川の整備促進について	14
(広域) 14	村岡・深沢地区全体整備構想(案)の実現に向けた支援について	48

教育委員会教育局

(広域) 9	学校教育の充実強化について	38
(広域) 10	特別支援教育の充実強化について(教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置)	40
(広域) 11	特別支援教育の充実強化について(教員の複数配置)	42
(広域) 12	幼稚園就園奨励費補助制度における財源措置について	44

県警本部

(個別) 4	不法投棄の防止について	8
(個別) 5	落書き防止に関する県条例制定について	10

※凡例

(個別)…個別重点課題

(広域)…広域的課題



この要望の取りまとめ担当

企画政策部企画政策課

神奈川県藤沢市朝日町 1 番地の 1

TEL(0466)50-3502

FAX(0466)50-8400

e-mail kikaku@city.fujisawa.kanagawa.jp

www <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp>